



川西薩地区2市4町3村

川内市・串木野市・楠脇町・入来町・東郷町・祁答院町
里村・上郷村・鹿島村

法定合併協議会だより

2003
第4号
平成15年4月発行

発行責任者：川西薩地区法定合併協議会／会長 森 卓 朗／編集：川西薩地区法定合併協議会事務局 川内市神田町3番22号
TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail info@senseisatu-gappei.kagosima.jp ホームページアドレス http://www.senseisatu-gappei.kagosima.jp/

合併の目標は平成16年10月12日



「地域力」と「都市力」を発揮

まちづくりフォーラムが提言

(二～五ページ詳細)

▲協議会で提言書の骨子について説明する中俣代表

◀提言書を森卓朗会長に手渡す



川西薩地区の新市まちづくり計画に住民の声を反映させるために設置された「まちづくりフォーラム」(中俣知大代表)は、三月二十八日の法定合併協議会第四回会議で、新市のまちづくりについてまとめた提言書を森卓朗協議会会長に提出しました。

まちづくりフォーラム委員は、川西薩地区法定合併協議会の関係市町村から推薦のあった一般住民四十五人で構成。社会基盤、生活環境、保健福祉、産業経済、教育文化の五グループに分かれ、一月から五回の協議を重ねてきました。

提言書では、新しいまちづくりの基本的な視点として「地域力を育み、新しい地域創造を目指す」「都市力(都市の魅力)を最大限に発揮する」の二つを位置づけ、①「地域力」を育む、新しい地域創造プロジェクト②「フェイス・ト・フェイス」、つるおいと安心創出プロジェクト③「潜在力」を発揮する、産業活力プロジェクト④「都市力」を創生する、都市飛翔プロジェクトの四プロジェクトを提言しています。これらの提言は新市まちづくり計画に生かされます。

提言に当たり、まちづくりフォーラムの中俣代表は「まちづくりについて会議を重ねることに議論がどんどん熱気を帯び、最後はお互い合併したような気持ちになった」と述べられました。

「地域力」が奏でる 「都市力」の創出をめざして

まちづくりフォーラムの提言

川西薩地区法定合併協議会まちづくりフォーラムでは、各市町村5名、計45名の委員が社会基盤、生活環境、保健福祉、産業経済、教育文化の5グループに分かれ、今年1月から約3カ月にわたり、合併後のあるべき姿について議論してきました。議論の結果はこのたび、それぞれの地域特性を最大限活かすとともに、規模拡大のメリットを発揮して新市全体としての新しいまちづくりに取り組んでいこうと、提言書「地域力が奏でる都市力の創出をめざして」としてまとめられました。

■ 新しいまちづくりの視点

「地域力」を育み、新しい地域創造を目指す

新市を構成する“まち”は、恵まれた自然、伝統、文化等々、それぞれにすばらしい財産がある。良いものは残し、強化・充実し、また、地域内に広げていくことで地域特性を活かした“新しいまち”を創り出していく。

「都市力」（都市の魅力）を最大限に発揮する

9市町村が一体となることにより、産業・観光等のあらゆる面で規模の拡大による効果や相乗効果が期待できる。インフラ整備を含め、13万都市の魅力を最大限発揮するような方策を推進していく。

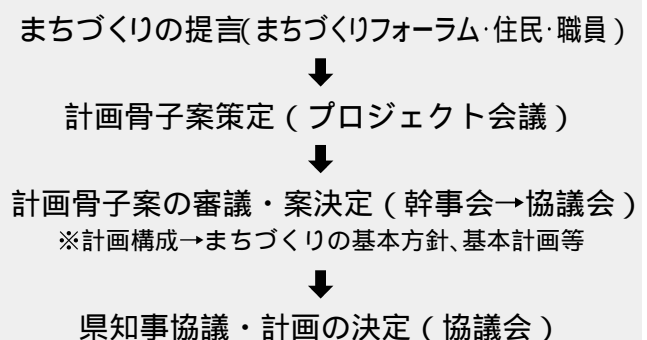
■ まちづくりフォーラムの提言する4つのプロジェクト

- I 「地域力」を育む、新しい地域創造プロジェクト
- II 「フェイス to フェイス」、うるおいと安心創出プロジェクト
- III 「潜在力」を発揮する、「産業活力」創生プロジェクト
- IV 「都市力」を創生する、新市飛翔プロジェクト

《まちづくりフォーラムの活動》

| | |
|-------|------------|
| 平成15年 | |
| 1月～3月 | 討論、提言案の整理 |
| 3月28日 | 協議会の提言書提出 |
| 5月11日 | 提言報告会 |
| 7月 | 計画骨子案意見交換会 |
| 平成16年 | |
| 1月 | 計画意見交換会、解散 |

《新市まちづくり計画策定手順》



I 「地域力」を育む、新しい地域創造プロジェクト

- 1 コミュニティ活動の維持と自治組織活動の強化
 - ・自治活動の維持・充実
 - ・自治組織への加入促進
 - ・新市における自治組織及び活動のあり方に関する検討の推進
- 2 地域の特色を生かした教育の推進
 - ・地域の特色を生かした幼児・学校教育等の推進
 - ・魅力ある高校教育の体制づくり
 - ・教育行政の推進体制の維持・充実
 - ・青少年育成活動の充実・推進
 - ・生涯学習の広域的な展開
 - ・スポーツ活動を通じた市民健康づくり地域スポーツクラブ運動の展開
- 3 特色ある地域文化の保存・継承の推進
 - ・それぞれの地域の伝統芸能・地域文化の保存・伝承
 - ・既存組織の活用及び交流の推進
- 4 みんなで取り組む環境先進都市づくり
 - ・ごみ処理・し尿処理の体制づくり
 - ・ごみの再資源化の推進
 - ・不法投棄、ルール違反等の監視・指導の強化
 - ・水がきれい豊かで豊かなまちづくり

II 「フェイス to フェイス」、うるおいと安心創出プロジェクト

- 1 市民すべてが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりの推進
 - ・高齢者・障害者福祉の充実
 - ・地域福祉推進体制の充実
 - ・甑島からの介助者の経費負担の軽減
- 2 市民すべての健康づくりの推進
 - ・拠点施設の充実
 - ・保健サービスの充実
 - ・甑島における医療施設の充実
- 3 安心して出産し子育てができる支援体制の充実
 - ・保育サービスの充実
 - ・小児科の充実
- 4 安心できる広域消防救急体制の構築
 - ・広域消防救急医療体制の整備
 - ・消防救急面からの社会基盤整備
 - ・救急医療における甑島民の負担の軽減
 - ・地域住民による消防防災体制の充実

「地域力」と「都市力」発揮に向けた4つのプロジェクト

III 「潜在力」を発揮する、「産業活力」創生プロジェクト

- 1 新たな時代に対応したダイナミックな農業の展開
 - ・川西薩地区農業公社の設立
～地域農業のセンター機能の創出～
 - ・集落営農の推進
～産地間競争に打ち勝つ営農形態の構築～
 - ・重点的な振興作物の選定
～独自性のある産品づくり～
- 2 力強い水産業の新たな展開
 - ・大規模な畜養基地づくり
～価格安定による漁業経営の健全化～
 - ・新しい流通体系の構築
～「こだわり」を持った地産地消の仕組みづくり～
 - ・大型魚礁の設置～つくり育てる漁業の展開～
- 3 すそ野の広い観光産業の振興
 - ・既存観光資源の高付加価値化～体験観光の展開～
 - ・ネットワーク型観光の展開
～観光資源を複合的につなげる～
 - ・観光産業に対する支援の強化
～観光を一体化するための観光課の設置～

IV 「都市力」を創生する、新市飛翔プロジェクト

- 1 「都市の魅力」の創出
 - ・港湾機能の強化～人・モノの行き交う港づくり～
 - ・産業道路の整備～産業を支える社会基盤づくり～
 - ・商店街の専門店化～「こだわり」を持った街づくり～
- 2 “どこへも便利・どこからでも便利”なアクセス網の充実
 - ・地域内アクセスの向上や各地域と空港との利便性を高める
 - ・甑島との一体的なインフラ整備の推進
 - ・地域内の移動手段の確保・充実による活性化
- 3 新しいまちを描こう 顔づくり・姿づくり・まちづくり”
 - ・新幹線開通のメリットを最大限引き出す整備の促進
“新市の顔づくり”
 - ・新しいまちをみんなで描こう “ゾーニング” “新市の姿づくり”
 - ・みんなで知恵を出し合う “新しいまちづくり”
- 4 地域ニーズを踏まえた住宅・宅地の整備
 - ・公共賃貸住宅の整備
 - ・特色ある住宅・宅地の整備
- 5 地域内外の人々が集う魅力ある公園・緑地の活用
 - ・利用頻度の低い公園等の新たな活用方法の検討
 - ・地域外に誇れる公園の活用促進

まちづくりフォーラム 5 グループの提言

教育文化

〈基本的な考え方〉 小規模地域への人的、物的な支援と各地域それぞれの伝統と文化に対する十分な配慮のもと、各地域の特色を生かした教育文化活動のネットワーク化の推進を図り、安らぎと豊かさの感じられる地域社会づくりを目指す。

I 地域の特色を生かした教育の推進

1. 地域の特色を生かした幼児・学校教育等の推進
 - ・小規模校の維持対策、児童数の減少への対応に留意する
 - ・甌島の子どもたちの高校進学のための奨学金制度等、現状の支援対策の維持・充実
2. 魅力ある高校教育の体制づくり
 - ・職業系高校での地域産業と関連性の高い学科・科目の設置など学科・科目の見直し
3. 教育行政の推進体制の維持・充実
 - ・学校運営に協力する学校単位の評議員制度を新市でも活用する
4. 青少年育成活動の充実・推進
 - ・地域内の異年齢間や世代間の交流を推進する
 - ・青少年のボランティア活動や国際交流活動の推進
5. 生涯学習の広域的な展開・ネットワーク化
 - ・どこに住んでいても受講したい講座を相互に受講できるようにする
 - ・小・中学校の未利用教室を地域の生涯学習活動やボランティアセンターとして活用
6. スポーツ活動を通じた市民健康づくり地域スポーツクラブ運動の展開

- ・市民1スポーツ活動への参加を通して疾病予防や体力づくりを推進

II 特色のある地域文化の保存・継承の推進と新たな文化の創造

1. それぞれの地域の伝統芸能・地域文化の保存・伝承
 - ・各地域の図書館、歴史郷土資料館等の特色ある活動の充実・維持とネットワーク化
2. 既存組織の活用及び交流の推進
 - ・女性団体等地域に根差した各種団体・組織の活性化支援の推進
 - ・甌島に青少年交流のための宿泊設備をつくることを検討する

III コミュニティ活動の維持・強化

1. 自治活動の維持・充実
 - ・小規模地域では自治組織や地域活動に対する支援が必要
2. 自治組織の加入促進
3. 新市における自治組織及び活動のあり方に関する検討の推進
 - ・自治組織の最小単位を30～50戸くらいを目安に適正規模をそろえる
 - ・高齢者を見守るためにも自治組織を弱体化させず、維持することが必要

生活環境

〈基本的な考え方〉 「環境先進都市」づくりを大きな目標として掲げるとともに、「離島を含む自治体における安心できる暮らし」「定住・交流推進」を念頭におき、地域内のすべての住民の安心で快適な暮らしの確保を目指す。

I みんなで取り組む環境先進都市づくり

1. ごみ処理・し尿処理の体制づくり
 - ・体制を早急に一本化し、迅速で効率的なごみ処理・し尿処理の体制づくり
2. ごみの減量化・再資源化の推進
 - ・ごみ分別やごみ出しが大変な一人暮らし高齢者等に対し、地域住民が協力・支援
 - ・生ごみの堆肥化やメタン発酵などのエネルギー活用など再資源化
3. 不法投棄、ルール違反等の監視・指導の強化
 - ・特に山間部における不法投棄の監視・指導を強化
 - ・川内市のごみのポイ捨て条例を新市においても適用し、ごみのないまちづくり
4. 水がきれいで豊かなまちづくり
 - ・川内川の水質保全とあわせた川内川流域での親水事業の展開

II 安心できる広域消防救急体制の構築

1. 広域消防救急医療体制の整備
 - ・ヘリコプターや漁船チャーターなどによる甌島～本土間の搬送時間の短縮

2. 消防救急面からの社会基盤整備
 - ・山間部における携帯電話などの情報通信基盤の整備
3. 救急医療における甌島民の負担の軽減
 - ・漁船のチャーター料金などの経済的負担の軽減
4. 地域住民による消防防災体制の充実
 - ・婦人消防隊などの初期的な消防防災組織の育成

III 地域ニーズを踏まえた住宅・宅地の整備

1. 公共賃貸住宅の整備
 - ・若年世帯やUターン者向けの公共賃貸住宅の供給量を増加
2. 特色ある住宅・宅地の整備
 - ・温泉を活用した公共賃貸住宅をはじめとする住宅・宅地の整備

IV 地域内外の人々が集う魅力ある公園・緑地の活用

1. 利用頻度の低い公園等の新たな活用方法の検討
 - ・市民農園化など利用目的を変更・整備して交流を図るゾーンとする
2. 地域外に誇れる公園づくり
 - ・自然遊歩道のある既存の公園を昆虫などの自然観察ができる公園に変える

社会基盤

〈基本的な考え方〉合併に際しては、新しいまちの一体感の醸成がなによりも重要。そのためのインフラ整備の促進・充実とともに、地域特性の保持・増進や住民主体の住民視点での新しいまちづくりを推進することに力点を置く。

I “どこへも便利・どこからでも便利”なアクセス網の充実

1. 地域内アクセスの向上や各地域と空港との利便性を高める
 - ・新幹線と空港へつながる空港幹線道路、県道42号の整備促進
 - ・自然・歴史資源を1日旅行等にリンクできるような工夫及びスムーズな移動の確保
2. 甬島との一体的なインフラ整備の推進
 - ・海上タクシー（甬島～串木野、川内市）の活用と利用促進
 - ・急患への対応強化～新市庁舎へのヘリポート設置など
3. 地域内の移動手段の確保・充実による活性化
 - ・川内市の「くるくるバス」など地域内バスを地域全体に広げる

II 新しいまちを描こう“顔づくり・姿づくり・まちづくり”

1. 新幹線開通メリットを最大限引き出す整備の促進～“新市の顔づくり”
 - ・新幹線川内駅及び駐車場など周辺の整備を促進し、新市の顔づくりを重点的に行う
 - ・温泉をつなぐ観光ルートの開発
2. 新しいまちをみんなで描こう“ゾーニング”～“新市の姿づくり”
 - ・海・山・川の地域特性を生かしたゾーニング
3. みんなで知恵を出し合う“新しいまちづくり”
 - ・地域審議会の設置と、住民の声を反映しやすくなる仕組みを構築し、住民主体の行政を推進

保健福祉

〈基本的な考え方〉「自ら進んで行動し共に助け合う福祉社会」を形成するために心身の健康づくりや福祉サービスの充実を図る。

I 市民すべてが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりの推進

1. 高齢者・障害者福祉の充実
 - ・要援護者やその家族が交流したり楽しんだりする場の提供
2. 地域福祉推進体制の充実
 - ・ボランティア活動を支援し、ボランティアのネットワーク化を推進
3. 甬島からの介助者の経費負担の軽減
 - ・介助者や付き添いが低料金で宿泊できる施設の建設

II 市民すべての健康づくりの推進

1. 拠点施設の充実

2. 温泉を利用したユニバーサルデザイン化複合施設の整備
2. 保健サービスの充実
 - ・生活習慣病の予防のための予防知識の普及・啓発
3. 甬島における医療施設の充実
 - ・現在ある診療所を整備し、準総合病院化を図る
 - ・甬島の環境を活かしたケアハウス等の施設の設置

III 安心して出産し子育てができる支援体制の充実

1. 保育サービスの充実
 - ・子育て支援のためのボランティア育成を図る
2. 小児科の充実
 - ・24時間体制の小児科の設置など小児医療体制を強化

産業経済

〈基本的な考え方〉「地域内循環経済の創出」という目標の設定と、その達成に向けた産業間、地域間の交流・連携の強化を図る。

I 新たな時代に対応したダイナミックな農業の展開

1. 川西薩地区農業公社の設立～地域農業センター機能の創出～
 - ・農業公社を地域農業センターと位置づけ、農業政策を一元化する
2. 集落営農の推進～産地間競争に打ち勝つ営農形態の構築～
 - ・1集落あるいは複数に集落を単位とする営農組合等を中心に合理的な農業を展開
3. 重点的な振興作物の選定～独自性のある産品づくり～
 - ・独自性がありかつ付加価値の高い産品について生産振興を図る

II 力強い水産業の新たな展開

1. 大規模な畜養基地づくり～価格安定による漁業経営の健全化～
 - ・甬島～串木野の海域で大規模な畜養基地をつくり、出荷調整で価格の安定につなげる
2. 新しい流通体系の構築～「こだわり」を持った地産地消の仕組みづくり～
 - ・畜養基地から地元のスーパーや飲食店などに直接卸すシステムを構築
 - ・地域外の人にわざわざ川西薩に来てもらうことで物流等にかかる中間コストを省く
3. 大型魚礁の設置～つくり育てる漁業の展開～

III すそ野の広い観光産業の振興

1. 既存観光資源の高付加価値化～体験観光の展開～
 - ・温泉街の活性化とイメージアップを図る

2. 枝打ちや田植えなど農林業体験ツアーの展開
2. ネットワーク型観光の展開～観光資源を複合的につなげる～
 - ・温泉と水産物、歴史文化資源と農産物など複数の観光資源の連携を図る
 - ・各地域にあるスポーツ施設をネットワークし、スポーツ合宿の誘致を図る
3. 観光産業に対する支援の強化～観光を一体化するための観光課の設置～
 - ・すそ野の広い観光産業を強力に支援する観光産業支援組織の設立を図る

IV 「都市の魅力」の創出

1. 港湾機能の強化～人・モノの行き交う港づくり～
 - ・港への商業機能の立地を促進させ、人の交流が盛んな港湾づくり
2. 産業道路の整備～産業を支える社会基盤づくり～
 - ・川内市、串木野市から鹿児島空港までの「空港アクセス道路」の整備
3. 商店街の専門店化～「こだわり」を持った街づくり～
 - ・「こだわり」を持った店づくりを進め、商店街の専門店化を図る
 - ・地域内の農産物、水産物を中心とした「こだわり」を持った飲食店の育成
 - ・川西薩地区全域における商工業の活性化のためにどのような形態が望ましいかを十分検討し、統合や連携強化を図る

合併の方式は新設(対等)合併

第4回法定協議会を開催(3月28日)



串木野市で開かれた法定協第4回会議

川西薩地区法定合併協議会の第四回会議は三月二十八日、串木野市内で開催されました。協議では、平成十五年度の事業計画・予算のほか、合併の期日を平成十六年十月十二日を目標とする▽合併方式は新設合併(いわゆる対等合併)とする▽新市の事務所(本庁)は当面、現在の川内市役所(川内市神田町)に置き、新市成立後に改めて検討する―など六議案がいずれも承認されました。議決事項と協議事項、報告事項は次の通りです。

川西薩地区法定合併協議会 平成15年度事業計画

| 事業項目 | 事業内容 | 備考 |
|---------------|--|---|
| 協議会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目協議 新市まちづくり計画協議 その他市町村合併に関する協議 | 平成15年5月から平成16年3月まで原則毎月第2・4木曜日開催 |
| 幹事会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 協議会提案事項の事前調整 | 平成15年5月から平成16年3月まで原則毎月第1・3木曜日開催 |
| 小委員会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 新市名称に関する協議 | 随時開催 |
| 専門部会・分科会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 専門部会(事務事業一元化調整原案協議) 分科会(事務事業一元化調整素案協議) | 随時開催 |
| 事務事業一元化調整事業 | <ul style="list-style-type: none"> 事務事業一元化に係る調整項目のすり合わせ、調整原案作成 事務事業一元化に係る調整議案作成 事務処理マニュアル作成 例規原案作成に係る準備作業 例規原案作成作業 地域情報化計画策定 | 平成15年3月～6月末 平成15年7月～11月予定 平成15年7月～平成16年3月予定 平成15年4月～6月末 平成15年7月～平成16年3月予定 平成15年5月～12月予定 |
| 新市まちづくり計画策定作業 | <ul style="list-style-type: none"> まちづくりフォーラム 計画骨子案に対する広聴広報 新市まちづくり計画策定 まちづくりプロジェクト会議 まちづくりワーキング会議 | <ul style="list-style-type: none"> 提言報告会開催(5月) 計画骨子案意見交換等(7月/平成16年1月) まちづくり広聴会開催(6～7月)・意見募集(7月) 計画骨子素案作成検討(3～6月) 県事業調整(3～6月) 計画骨子案提案・審議(6～10月) 県知事への協議等(10～11月) 計画素案策定・調整 |
| 広報・広聴事業 | <ul style="list-style-type: none"> 協議会だより発行 ホームページ更新 各種団体等への説明会 住民説明会(合併協定項目の内容について) | 毎月1回発行 随時更新 平成15年5～6月予定 平成16年1～2月予定 |

議決事項

◇平成15年度事業計画

合併協定項目（46項目）

◎自治体の存立に関わる基本的な事項

| | |
|---|-----------|
| 1 | 合併の方式 |
| 2 | 合併の期日 |
| 3 | 新市の名称 |
| 4 | 新市の事務所の位置 |

◎事務事業の一元化に関わる事項

| | |
|----|--------------------|
| 5 | 財産の取扱い |
| 6 | 議会議員の定数及び任期の取扱い |
| 7 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い |
| 8 | 地方税の取扱い |
| 9 | 一般職の職員身分の取扱い |
| 10 | 特別職の身分の取扱い |
| 11 | 条例、規則等の取扱い |
| 12 | 事務組織及び機構の取扱い |
| 13 | 一部事務組合等の取扱い |
| 14 | 使用料、手数料等の取扱い |
| 15 | 公共的団体等の取扱い |
| 16 | 補助金、交付金等の取扱い |
| 17 | 町名・字名の取扱い |
| 18 | 慣行の取扱い |
| 19 | 国民健康保険事業の取扱い |
| 20 | 介護保険事業の取扱い |
| 21 | 消防団の取扱い |
| 22 | 自治会・行政連絡機構の取扱い |

◎各種事務事業の取扱い

| | |
|----|-------------|
| 23 | 男女共同参画事業 |
| 24 | 姉妹都市・国際交流事業 |
| 25 | 電算システム事業 |
| 26 | 広報広聴関係事業 |
| 27 | 消防防災関係事業 |
| 28 | 交通関係事業 |
| 29 | 窓口業務 |
| 30 | 保健衛生事業 |
| 31 | 環境衛生事業 |
| 32 | 障害者福祉事業 |
| 33 | 高齢者福祉事業 |
| 34 | 児童福祉事業 |
| 35 | 生活保護事業 |
| 36 | その他の福祉事業 |
| 37 | 農林水産関係事業 |
| 38 | 商工・観光関係事業 |
| 39 | 建設関係事業 |
| 40 | 上・下水道事業 |
| 41 | 学校教育事業 |
| 42 | コミュニティ施策 |
| 43 | 社会教育事業 |
| 44 | 情報公開制度 |
| 45 | その他事業 |

◎新市建設計画に係る事項

| | |
|----|-----------|
| 46 | 新市まちづくり計画 |
|----|-----------|

◇平成15年度歳入歳出予算

▽歳入の部 協議会構成市町村負担金（八千七百一十一万一千円）など計八千七百七十二万二千円。
▽歳出の部 会議運営費（千八百五十五万九千円）、事務同運営費（千八百八十八万七千円）、まちづくり計画策定事業費（千六百二十万円）、事務事業調整事業費（千七百十四万円）、広報広聴事業費（千八十三万六千円）など。

◇合併協定項目

合併するとした場合に必要ならゆる事項について、協議会で協議を行い、その結果を「合併協定書」として取りまとめる項目（計四十六項目で別表の通り）。

◇合併の方式（協定項目1）

川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村及び鹿島村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

◇合併の期日（協定項目2）

合併の期日は、平成十六年十月十二日を目標とする。

（参考）市町村が合併するためには、合併協議会でのさまざまな協議事項の決定、関係市町村の議会の議決などかなりの期間（最低二十二月月）を要すること、市民サービスや予算編成時期など各種事務執行にできるかぎり支障の少ない時期が望ましい、合併特例法の支援措置が平成十七年三月三十一日まで、などを考慮し、本地区の合併目標期日とした。

◇新市の事務所（本庁）の位置（協定項目4）

①新市の事務所（本庁）の位置については、新庁舎建設までの間は、川内市神田町三番二二号（現在の川内市役所の位置）とし、支所、出張所の取り扱いについては、地方自治法第一五五条に基づき、関係市町村に置くものとする。

②将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し検討するものとする。

（参考）【地方自治法第155条】
一 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む）及び地方事務

所、市町村にあっては支所または出張所を設けることができる。

二 支庁もしくは地方事務所または支所もしくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

協議事項

◇まちづくり広聴会実施要領

新市まちづくり計画骨子案について、関係市町村住民を対象に広報と意見聴取を行う。実施期間は六月二十七日から七月三十一日まで。

◇まちづくりフォーラム提言報告会実施要領

まちづくりフォーラムが提言した新市の将来像についての報告会を五月十一日午後一時半から、東郷町中央公民館大ホールで開催。

報告事項

◇まちづくりフォーラムからの提言

（詳細は本誌一～五ページ）

◇「電算システム事業」検討状況

第五回協議会（五月十五日）に調整方針案を提案予定

◇「条例、規則等の取り扱い」検討状況

第五回協議会に調整方針案を提案予定

川西薩地区法定合併協議会 平成15年度事業計画スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | H16.1月 | 2月 | 3月 |
|---|---------------------------|---------------------|--------------------|---------------------|-------|---------------|-------|-----|------------------|-------------------|--------------|----|
| 協議会（原則第2・4木曜日） H15年度は、18回予定 ※3月に協定項目（区分）の承認 | 4月は会議なし | ※合併協定項目の内容審議（5～12月） | | | | | | | | | ※合併協定書のとりまとめ | |
| 幹事会（原則第1・3木曜日） | → | | | | | | | | | | | |
| 事務事業一元化に係る調整項目すり合わせ（3月から） | 事務事業一元化に係る調整項目すり合わせ（3～6月） | | | → | | | | | | | | |
| 事務事業一元化に係る調整議案作成・協議 | → | | | 事務事業一元化に係る調整議案作成・協議 | | | | | | | | |
| 電算システム | 調査・検討 | 電算システム調整方針決定 | → | | | | | | | | | |
| 地域情報化計画策定 | → | | 地域ネットワークシステム等の計画策定 | | | | | | | | | |
| 事務処理マニュアル作成 | → | | | 事務処理マニュアル作成 | | | | | | | | |
| 例規原案作成に係る準備作業 | 例規原案作成に係る準備作業 | | | → | | | | | | | | |
| 例規原案作成作業 | → | | | 例規原案作成作業 | | | | | | | | |
| 新市まちづくり計画策定 | 計画（案案）作成・検討 | | 計画（骨子案）の提案・審議 | | | 計画（案）確定・県知事協議 | | | 計画の決定 | | | |
| まちづくりフォーラム 計画骨子案に対する広聴活動 | 報告会準備 | 提言報告会 | 計画骨子案意見交換 | | | → | | | 意見交換会（解散） | | | |
| まちづくりプロジェクト会議 まちづくりワーキング会議 | 計画案案検討 財政計画策定 | | 調整・提案 | | 審議・修正 | | 計画案決定 | | 知事協議回答 | | 計画決定 | |
| 協議会だより発行（毎月） | → | | | | | | | | | | | |
| ホームページ更新（毎月） | → | | | | | | | | | | | |
| 新市名称 | 公募（4～5月） | | 選定 | | | → | | | ※協議会で一つの新市名候補に決定 | | | |
| 住民説明会 （合併協定項目の内容について） | → | | | | | | | | | 住民説明会 （各市町村主催） | | |

○H16年2月～合併協定調印 ○H16年3月～合併協定議決 ○H16年10月～合併施行



● 新市名称募集中

川西薩地区法定合併協議会では、合併した新しい市になった場合の名称を募集しています。締め切りは五月三十一日（消印有効）。募集内容等詳しいことは、協議会だより第二号（二月発行）をご覧ください。
新市名称に募集された方の中から、抽選で総額三十万円以内で賞品を贈呈いたします。

● 次回の法定合併協議会開催予定

◆ 法定協議会の第五回会議
五月十五日（木）午後一時半から
榎脇町 ホテルグリーンヒル
※会議は都合により変更される場合があります。事前に事務局にお問い合わせ下さい。

● 協議会は傍聴できます

法定合併協議会の会議は住民の方も傍聴

《合併問題Q&A》

Q 合併すると歴史・文化・伝統などが失われていきませんか？
A 地域の歴史、文化、伝統などは、旧市町村の名称を町・字名や学校など公共施設の名称として残したり、合併を機に地域資料館などを整備して、新市の貴重な財産として守っていくべきものです。

できます。定員は三十名。会場の都合で定員数が増減されることもあります。傍聴希望の方は、所定の傍聴届に住所及び氏名を記入し、会場で協議会事務局に提出、傍聴証の交付を受けてください。傍聴証は会議開催予定時刻の十五分前から先着順に交付。傍聴希望者が定員を超える場合はくじ引きで選ぶことになります。

● 最新情報をホームページでどうぞ

川西薩地区の市町村合併に関する最新情報を掲載したホームページを開設しています。住民の皆さんのご意見やお問い合わせにも利用できます。同ホームページから子供向けホームページ「せんせいさつキッズ」にもアクセスできます。楽しいパズルやクイズなどもあります。

<http://www.senseisatu-gappei.kagosima.jp/>

Q 2市4町3村の合併は、いずれかの市町村に不利にならないか不安です。
A いずれかの市町村に不利になるものであれば、各市町村の長、助役、議会議長、議長が指名した議員、学識経験者らを委員とする合併協議会の協議を通過することはできません。最終的には各市町村議会で議決しなければ合併することができないので、合併そのものが成立しません。